

苫小牧消費者協会規約

第一章

(名 称)

第1条 本会は、苫小牧消費者協会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は苫小牧市若草町3丁目3-8 苫小牧市民活動センターに置く。

(目 的)

第3条 本会は消費者に対し、消費者としての正しい知識を普及啓蒙し、消費者の利益の保護と消費生活の向上を図る事を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は目的達成のため、北海道消費者協会と連携を保ちながら、次の事業を行う。

- (1) 消費生活に対する知識啓蒙、普及
- (2) 消費生活に関する調査活動
- (3) 消費生活に対する情報資料の収集と広報活動
- (4) 消費生活に関する相談
- (5) 生産者、事業者、販売者、消費者による意見の交流
- (6) 地域消費者の組織拡充と強化
- (7) 関係団体との意見の交流
- (8) その他この会の目的達成に必要な事業

第二章

(会 員)

第5条 本会は第3条の趣旨に賛同して入会する消費者で構成する。

(賛助会員)

第6条 本会の趣旨に賛同して入会する個人、団体及び法人とする。

(会 費)

第7条 本会の会員及び賛助会員は、別に定める会費を納入するものとする。

第三章

(役員を選任)

第8条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長1名、副会長3名以内、理事若干名、監事2名。
- 2 役員は、総会において選出する。

(役員の業務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ定められた順位により、その職務を代行する。

理事は、本会の業務を処理し、理事会において業務運営に関する重要事項を審議決定する。

監事は、本会の会計及び業務執行について監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再選は妨げない。

役員任期終了後も後任者が就任するまでその職務を行う。

欠員を補うために選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事業年度・会計年度)

第11条 本会の事業会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入でまかなう。

第四章

(総会)

第13条 本会は、毎年一回定期総会を開催する。但し、会長が必要と認めた時は臨時総会を開くことができる。

第14条 次の事項は総会の議決を得なければならない。

- (1) 規約等の改正
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 当初の予算並びに決算
- (4) 役員を選出(補欠役員を除く)

(理事会)

第15条 本会に理事会を置く。

- 1 理事会は、会長、副会長、理事及び監事で構成し、会議の議長は会長が務める。
- 2 理事会は毎月開催する。但し、会長が必要と認めたとき、又は1/3以上の理事により請求があったときは、臨時理事会を開催する。
- 3 理事会は理事の過半数の出席がなければ開催する事ができない。
- 4 監事は、理事会に出席し意見を述べることはできるが、議決に加わることはできない。

第16条 次の事項は、理事会の決定を必要とする。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 予算の補正
- (3) 補欠役員を選任
- (4) その他会長が必要と認めた事項

第17条 本会に理事会の承認を得て、必要に応じて総務会、部会、委員会を置くことができる。

第18条 総会は、理事会その他の議事は出席者の過半数によって決定し、可否同数の時は会長（議長）が決定する。

（顧問及び相談役）

第19条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 1 顧問及び相談役は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 2 顧問および相談役は、本会の運営方針、その他について意見を述べる事ができる。
- 3 顧問および相談役の任期は、2年とする。

（事務局）

第20条 本会に事務局を置く。

- 1 事務局には、必要な部員を置くことができる。
- 2 部員は、会長の命令を受け、事務処理をする。

第21条 本会の運営について、規約にない条項については理事会で協議の上、決定する。

附則 この規約は昭和56年4月23日から改正施行する。

昭和62年4月28日	一部改正
平成元年4月25日	一部改正
平成2年4月24日	一部改正
平成7年4月26日	一部改正
平成8年4月24日	一部改正
平成9年4月22日	一部改正
平成16年4月26日	一部改正

苫小牧消費者協会会費納入規則

1 本会の会員は、次に掲げる会費を納入するものとする。

- (1) 会費 1人年額1,200円
- (2) 賛助会費 一口 2,000円

2 会費は、当該年度の3月末日までに納入するものとする。